

(5)上尾都市計画道路事業3・1・1号上尾バイパス線

種類	上尾都市計画道路事業
名称	3・1・1号上尾バイパス線
収用の部分	○国土交通大臣が施行者となる部分 埼玉県上尾市 大字堤崎字柳田、大字堤崎字前谷、大字堤崎字西谷、大字堤崎字後谷及び大字地頭方字東谷 各地内
使用の部分	なし
保留の部分	なし
都市計画法上の制限	都市計画事業上の制限は下記のとおり 1. 建築等の制限（都市計画法第65条） 2. 土地建物等の先買い（都市計画法第67条）
問合せ先	事業計画に関する場合 大宮国道事務所 工務課 電話 048-669-1204 用地補償に関する場合 大宮国道事務所 用地第二課 電話 048-669-1203